

序

章



八戸市都市計画
マスタープラン
とは

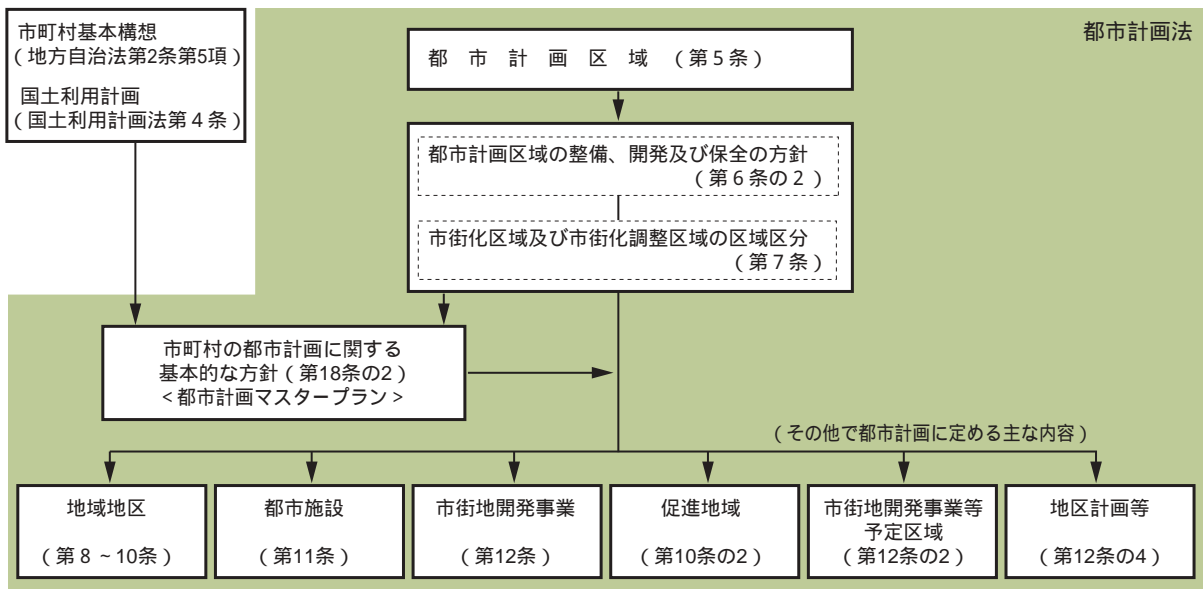
1 目的

都市計画マスタープランとは、平成4年6月の都市計画法改正において、新たに位置づけられた都市計画法第18条の2に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものであり、「市町村基本構想」や都道府県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針*」などの内容に即し、都市づくりの方向性を示すものです。

八戸市都市計画マスタープランは、八戸市がめざす将来像の実現に向けたまちづくりの基本方針です。市民の意見を反映しながら地域特性に応じた将来都市像を明らかにし、その実現に向けた方策を示す指針となります。

また、今までの行政主導型の都市計画から市民主体のまちづくりへと重点を置き変え、市民の理解と協働のもとに、都市づくりの将来ビジョンを確立するものです。

都市計画法における都市計画マスタープランの位置づけ



2 役割

めざすべき将来都市像を明示し、都市計画に対する市民の理解を深めます。

都市づくりの総合的な整備方針を示し、他の計画や施策との整合性・総合性を確保します。

市民が主体となった計画づくりにより、市民一人ひとりの都市づくりに対する愛着と誇りを育てます。

3

計画の位置づけ

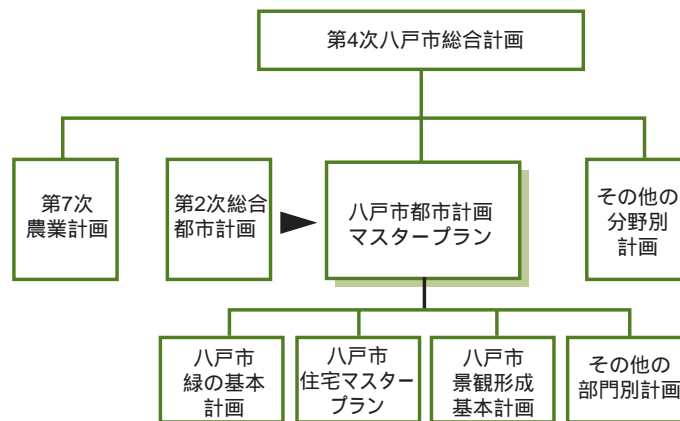
八戸市都市計画マスタープランは、「第4次八戸市総合計画*」に即しつつ、20年後の八戸市を見据え、都市のあるべき姿、道路、公園といった都市施設等の配置や整備方向を明確にするものです。

第4次八戸市総合計画のほか、農業計画など他分野の計画とも調整・連携しつつ、八戸市の将来のあるべき姿を示していきます。

本マスタープランは、八戸市の都市計画を運用するための根拠となるとともに、本マスタープランを上位計画とする部門計画に反映され、まちづくりをすすめる指針となります。

なお、本マスタープランは、平成16年3月時点における八戸市域を対象としたものです。今後、市町村合併による新しい八戸市の誕生が予定されていますが、合併前の八戸市域については合併後も本マスタープランを引き継いでいきます。その上で、新しい行政区域を対象として、必要に応じた見直しを行い新市の都市計画マスタープランを策定します。

都市計画マスタープランと他の計画との関係



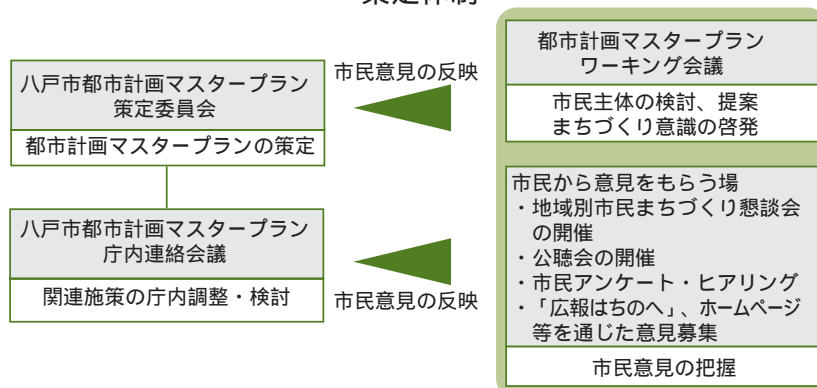
4

策定体制

都市計画マスタープランを策定するにあたり、市民の意見を反映した計画づくりができるよう、地域別市民まちづくり懇談会の開催や市民アンケートの実施など市民意見の把握につとめながら、市民と行政からなる「都市計画マスタープランワーキング会議」を設置し、策定をすすめてきました。

また、庁内の調整組織として「八戸市都市計画マスタープラン庁内連絡会議」を設置するとともに、有識者や学識者をはじめ様々な分野で活躍する市民の代表者からなる「八戸市都市計画マスタープラン策定委員会」を設置し、都市計画マスタープランを専門的見地から検討してきました。

策定体制



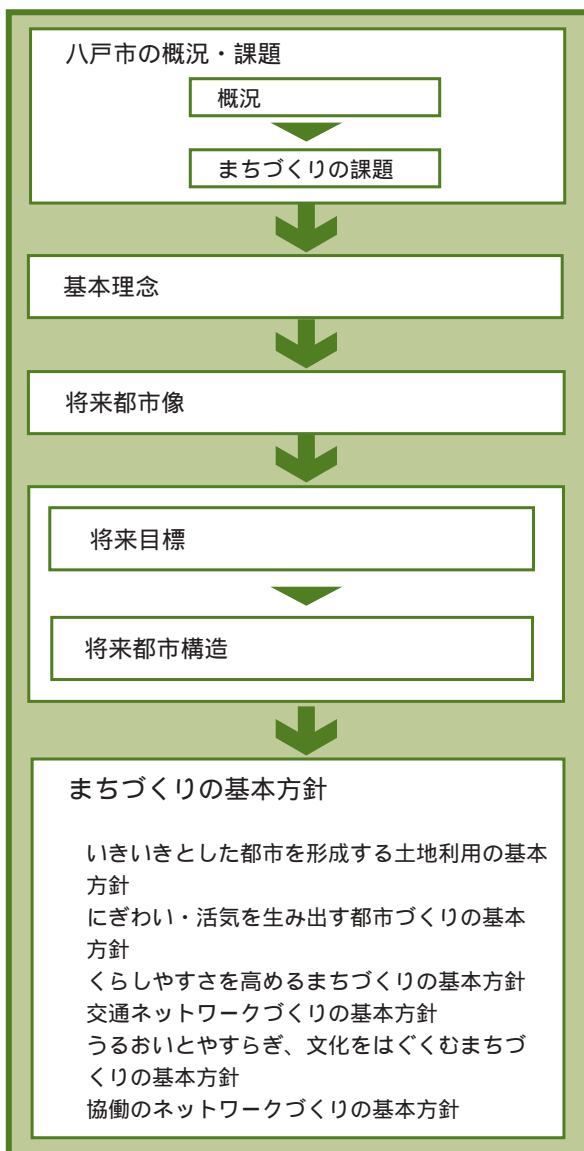
5

八戸市都市計画マスタープランの構成

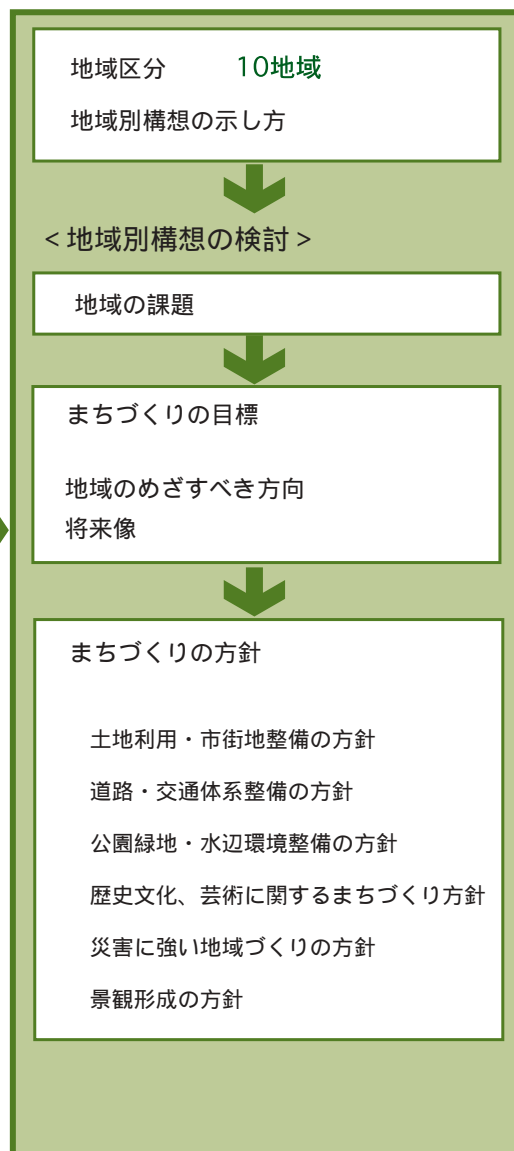
八戸市都市計画マスタープランは、本市の将来像を示す「全体構想」と、市内を身近な地域に区分し各々の将来像を示す「地域別構想」、ならびにそれらの構想の実現のためのすすめ方を示す「推進方策」からなります。

八戸市都市計画マスタープランの構成

1 全体構想



2 地域別構想



3 推進方策

